

クリーニング所開設届 提出書類一覧		関係法規 通知	備考	
1	クリーニング所開設届	法第5条第1項 規則第1条の3第1項 市細則第3条第1項	開設者が法人の場合は事務所所在地、名称及び代表者氏名を記入し、社印等を押印すること。	様式あり(Word)
2	クリーニング所営業台帳	規則第1条の3第1項 市細則第3条第3項(1)	クリーニング所の位置図並びに構造及び設備を明示した平面図を記載。	保健所に専用用紙がありません
3	登記事項証明書 原本(保健所でコピー) (開設者が法人であるとき)	市細則第3条第3項(2)	直近の内容で3か月以内に発行されたもの。	法務局で取得
4	取次店以外のクリーニング所の場合は、 クリーニング師免許証 原本 (保健所でコピー)	市細則第3条第3項(3)		原本をご準備ください
5	<p>営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる時は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>(1)クリーニング所又は無店舗取次店の名称 (2)クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 (3)従事者数 (4)従事者中にクリーニング師がある場合は、その氏名</p>	規則第2条		提出用をご準備ください
書類提出者の本人確認ができる身分証等(運転免許証、健康保険証、住基カードなど)				
手数料 16,000円				